

## 36 協定 集中講座

～働き方改革に伴い36協定の見直しが始まっています～

主催 (一社)三田労働基準協会  
渋谷労働基準協会(幹事) (一社)大田労働基準協会  
(一社)品川労働基準協会 (一社)新宿労働基準協会  
(一社)池袋労働基準協会 向島労働基準協会

法定の労働時間を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労基法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。働き方改革に伴い36協定の見直しが始まっていますので、締結前のこの時期は是非ご参加いただきたくご案内いたします。

1 日 時 平成30年1月29日(月)13:30～16:30  
2 場 所 渋谷区立三軒茶屋大研修室(裏山地図参照)  
東京都渋谷区表谷1-17-3

### 3 内 容

- ◆働き方改革を始めた最近の労働時間に関する動きは？
- ◆ガイドラインに基づき労働時間の適正な把握とは？
- ◆36協定届の作り方のポイントとは？
- ◆過半数代表者の選任方法は？
- ◆時間外労働の限度基準とは？
- ◆特別条項とは？
- ◆特別条項の時間数をどう把握すればいい？
- ◆予定される労基法改正により36協定はどのように変わるか？
- ◆改正に対応して36協定関係はどのような準備をしておく必要があるか？

4 講 師 OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士  
小 磯 優 子 氏

5 定 員 100名(先着順)

6 受 講 料 当協会の会員は、4,000円、非会員は、6,000円(資料代、消費税含む)

### 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により当協会までFax(03-3451-7692)してください。
- ②申込受付と受講料の振込：可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFaxいたします。(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。  
受講料は、受講票到着後2週間以内に(到着から1月22日まで2週間ない場合は1月22日まで)に次の銀行口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通口座 0397963

・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・住所：港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください(例 0129 〇〇カイシャ)

③受講の取消：1月22日までの取消しは、受講料を全額返金いたします。(振込手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日お持ちになり、受付に提出してください。

8 問 合 先：一般社団法人三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692